

組合員の皆様

2019年1月14日

国連、米国、欧州連合による北朝鮮に対する制裁について

本回覧では、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」）が2017年に導入した朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する包括的な国際制裁逃れをした場合の重大なリスクについて説明します。

2017年の導入以降、制裁措置は特に海運業界を中心に広く強化されています。本回覧は、各国政府の制裁措置のいくつかに注目し、北朝鮮や北朝鮮関係者と取引を行った場合の重大な結果について注意を促すためのものです。

制裁の実施

2017年から、国連安保理は一部の有力加盟国と協力して、制裁逃れが疑われる海事活動の監視を強め、現在は北朝鮮とそれに関連する活動に対して一段と厳しい措置を講じています。監視機関は黄海、東シナ海、日本海での船舶活動の監視を強化することにより、北朝鮮との取引に従事している船舶および国際的な入港禁止と資産凍結の制裁を科されている北朝鮮関連の外国籍船とその所有者の摘発、身元の特定を継続的に行っています。監視写真に写った外国籍船とその関連人物は、指定団体・個人として国連安保理1718委員会によるリストに記載され、国連による資産凍結および渡航禁止措置の対象となります。

監視写真により、対北朝鮮制裁逃れとそれに関連する多国籍犯罪組織に関与している一部の船主の行為が明らかになっています。その主なものは、正規のIMO番号と船名を覆い隠し、または上書きをし、船舶自動識別装置（AIS）を切ってAISから追跡されないようにすることで船舶の身元隠蔽を試みることです。こうした船は、過去に制裁違反で国連に指定されている北朝鮮籍船や外国籍船、無国籍船との瀬取りによる石炭や液体貨物の不法積み替えの事実を隠すため、船舶の身元を常に分からないようにしています。国連の北朝鮮制裁に関する専門家パネルは、このような

The Standard Club UK Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No.17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No.02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



船舶活動とその関連人物を報告書にまとめて一般に公開しているほか、海事当局にも開示しています。その結果、こうした活動に従事している船舶の船籍登録が抹消されたり、国際的な入港禁止措置によって次の寄港地で当該船舶が拘束されるという状況が生じています。

米国財務省は北朝鮮の制裁逃れに関与したとして、これまでに個人や団体のほか、船舶 28 隻を指定しています。こうした活動に関与する船主、用船者、船舶管理会社は、米国の指定により資産が凍結され、米ドルでの取引から排除されるため、そのような船舶との取引や資金調達は非常に困難となります。国連や各国機関から活動に関与しているとみなされた船舶は必然的に銀行による検査の対象ともなり、口座の凍結や解約、金融取引の凍結に至る可能性もあります。

各国政府の措置

多くの国では個別に、または欧州連合（EU）などの超国家的組織の下で、国連安保理決議を国内法において実施するための措置を導入しています。主なものは以下の通りです。

- 航空機燃料・ロケット燃料の販売と供給の禁止
- 北朝鮮への輸出が禁止される奢侈品のリストの作成
- 船舶リース・用船の禁止、船員の提供の禁止
- 北朝鮮籍船舶の所有、運航もしくはそれらの船舶に対する船級の付与または類似のサービスの提供禁止
- 広範囲に及ぶ武器の輸出禁止
- 北朝鮮により所有、運航または船員が配乗されている船舶の EU 港湾への入港禁止
- 北朝鮮の鉱山・精錬・化学産業への投資の禁止

2017 年に採択された国連安保理決議

2017 年に以下の国連安保理決議に基づき、北朝鮮に対する制裁の範囲が拡大されたことにご留意ください。

2017 年 8 月 5 日付国連安保理決議 第 2371 号

- 石炭、鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石の北朝鮮からの輸出を全面的に禁止し、国連加盟国籍船舶によるこれら北朝鮮産物の輸送を禁止する。



- 海産物の北朝鮮からの輸出を全面的に禁止し、国連加盟国籍船舶による北朝鮮産の海産物の輸送を禁止する。
- 国連の対北朝鮮制裁委員会が北朝鮮関連の国連決議で禁じられている活動に従事する船舶を指定することを認めるとともに、国連加盟国に対し、当該船舶の入港禁止措置を取るよう要請する。
- 北朝鮮の団体・個人との合併企業や共同事業体の新設を禁止する。

2017年9月11日付国連安保理決議 第2375号

- すべてのコンデンセートまたは天然ガス液の北朝鮮への供給、販売、移転を禁止する。
- 石油精製品の北朝鮮の年間輸入量を200万バレルまで（2017年10月1日から12月31日までは50万バレルまで）とする。取引は厳格に管理され、加盟国は安保理に30日ごとに供給量と供給先を通知する。
- 加盟国による北朝鮮への原油の供給、販売、移転は、本決議の採択の日からいかなる12カ月間においても、同決議採択前12カ月間に当該加盟国が供給、販売、移転した量を上回らないものとする。
- 北朝鮮からの繊維製品の輸出を禁止する。
- 本決議の採択日以後、北朝鮮国民への労働許可の発給を禁止する。
- 北朝鮮の団体・個人との新規および既存のすべての合併企業・共同事業体を禁止する。
- 加盟国に対し、船舶が各安保理決議で供給、販売、輸出が禁止されている貨物を積載していると信じる合理的な根拠がある場合は、旗国の同意を得て船舶を検査することを要請する。

2017年12月22日付国連安保理決議 第2397号

- 加盟国の国民、当該国の管轄権に服する者および当該国の領域内で設立された、もしくは当該国の管轄権に服する団体が各安保理決議で禁止されている活動や品目の輸送に関与していたと信じる合理的な根拠がある場合、その船舶に保険および再保険サービスを提供することを禁止する。
- 国連安保理決議で禁止されている活動や品目の輸送に関与していたと信じる合理的な根拠がある場合、旗国はその船舶の登録を抹消し、当該船舶を国連制裁委員会の承認なく再び登録することを禁止する。



- 国連制裁委員会が個別に事前に承認する場合を除き、このような船舶に対する船級サービスの提供を禁止する。

上記の決議は、各国およびEUなどの超国家組織の法律または制裁プログラムの中で実施されており、違反に対する行政罰や刑事罰の規定も盛り込まれています。

船舶自動識別装置（AIS）

船舶が不可解な針路変更をした場合や船舶からの AIS 信号が途絶えた場合、制裁逃れの活動を行っている可能性が疑われます。監視機関がその監視の目を強めるのは、船長や他の船員が航海パターンや航行活動を隠すために意図的に AIS 信号の送信を停止したと判断される場合です。

上記の行為は、船舶の安全性やセキュリティを維持するために必要な場合を除き、海上人命安全条約（SOLAS）の重大な違反であり、旗国要件にも違反し、衝突、他船への損害、汚染損害、海上での船員の人命損失のリスクを増大させます。

船舶が旗国の要件を満たしていない場合は、P&I クラブルールに基づく保険のてん補に支障が生じます。また、船主が AIS データの不正操作や自動送信停止によって船舶の位置情報を偽装し、制裁に違反する航海をさせた場合、不正または不法な取引を理由に P&I 保険のてん補が拒絶されることもあります。

厳重な注意を

国連安保理による対北朝鮮制裁措置は、一国に対してこれまで実施された制裁措置の中でも最も包括的なものの一つです。制裁対象となる北朝鮮との取引を防ぐために、海運業界を中心に十分な資金の下、国際レベルで毅然とした取り組みが実施されています。

組合員の皆様は、北朝鮮とのすべての取引が間違いなく監視・検査対象となることをご理解ください。各国当局は衛星その他の設備で船舶の動きを監視しており、疑わしい活動が見られた場合、船舶は港に拘留され捜査を受ける可能性があります。また、制裁違反となるいかなる活動も、保険契約のてん補拒否、船舶没収、関与した企業や個人に対する重い罰則の適用の可能性があります。結果的に将来の船舶の運航に影響が出ることも考えられ、最悪の場合は組合員の事業活動に致命的な影響が出る可能性があります。



北朝鮮との取引が合法的であったとしても、クラブでは北朝鮮に寄港する船舶に関して、保険金の支払いや保証の提供が著しく遅れる、または全くできないおそれがあることを、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。北朝鮮に寄港した船舶はその後 180 日間、米国への入港が禁止されます。

組合員の皆様には瀬取りを含めた北朝鮮とのあらゆる取引に関するリスクの見直しを強く推奨するとともに、北朝鮮企業との禁止されている事業活動に意図せず関与することがないように、相当な注意を払っていただきますようお願いいたします。

国際グループ内のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)